機密性２情報

社 労 連 第 180 号
令 和 7 年 4 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（　公　印　省　略　）

JASTI 監査員養成研修について（情報提供）

謹啓　平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省が策定いたしました繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」監査制度（以下「JASTI 監査制度」という。）につきましては、本年３月 26 日付社労連第 151 号「JASTI 監査制度への対応について（周知依頼）」にてご報告したところです。

4 月 1 日から JASTI の運用が開始されたことを受け、今後、繊維業の顧問社労士をはじめとする、JASTI に社労士に向けてさらなる情報提供を行なうとともに、連合会において、JASTI 監査員養成研修を構築し、受講申込を開始いたしますので、情報提供させていただきます。

つきましては、下記のとおり、研修及び添付資料を含めた JASTI に関する各種情報をご案内いたしますので、貴職におかれましては、ご確認賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

(1)JASTI 監査に関する情報提供(全社労士向け)

①経済産業省からの発信

➡経済産業省主催で広く一般向けにオンラインで JASTI 説明会を以下の日程で行ないます。

【経済産業省】繊維産業の監査要求事項・評価基準 JASTI 説明会

【日時】4 月 14 日(月)15 時～※１時間程度　オンライン(Microsoft Teams)

【プログラム（予定)】

１．特定技能制度・JASTI について（経済産業省 生活製品課)

２．JASTI 監査の運営体制について（日本繊維産業連盟)

３．JASTI 監査運用体制について（人権デュー・ディリジェンス推進コンソーシアム)

４．JASTI 監査に関する対応について（連合会)

詳細はこちら　https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html

②―1.連合会からの発信(仮)(e ラーニング)

タイトル	講師	長さ
1.開会挨拶･連合会の JASTI 監査対応について	連合会	15 分程度
2.JASTI 監査制度について	経済産業省	1 時間程度
3.JASTI と繊維産業について(仮)	日本繊維産業連盟	1 時間程度
4.社労士による JASTI 監査関連業務の留意点(仮)	連合会	1 時間程度

②―2.スケジュール

➡4 月末までに連合会研修システムに公開予定です。なお、２．経済産業省の講義「JASTI 監査制度について」は、上記（１）①の JASTI 説明会と同内容を想定しております。

(2)JASTI 監査員養成研修について(BHR 推進社労士向け e ラーニング+対面セッション)

「ビジネスと人権」(BHR) 推進社労士（以下「BHR 推進社労士」という。）の方を対象として、一定要件を満たす方を対象に当該研修を構築しております。

【募集方法】

連合会から、**BHR 推進社労士**に向け、当該研修の申込フォームをご送付する予定です。なお、**一定の要件を定めて**おり、かつ、当該研修は定員があり、必ずしも全ての申込者に受講いただけるものではありません。

① 主な要件

・会員種別が「開業」または「法人の社員」であること

・連合会「ビジネスと人権」に関する研修を修了した BHR 推進社労士であること

・以下のいずれかの経験があること。なお、iii から v については実際に実施したことを証する書類を提出できること（ⅰ、ii については連合会において把握）。

ⅰ）企業主導型保育施設への専門的労務監査の監査員

ii）医療機関勤務環境評価センターの労務管理サーベイヤー

iii）技能実習制度・特定技能（監理団体、登録支援機関、監理支援機関）の外部監査人

iv）労働条件審査

v）登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る実態調査

・誓約書を連合会に提出する。

② カリキュラム（研修受講が決定された方のみ閲覧もしくは参加可能）

連合会に申込みを行なったのち、上記等を踏まえ、連合会にて以下の e ラーニング及び対面研修に進める研修受講者を決定します。対象者には別途、連合会から連絡を行ないます。

【e ラーニング】（仮）

タイトル	講師	長さ
連合会 JASTI 監査の実施要領について	連合会	1 時間半程度
JASTI 監査項目のポイント解説	連合会	1 時間半程度

【対面セッション】

・1 日（10:00～17：00 予定）の対面セッション。都内某所を予定。

・講師：ILO 本部及び ILO 駐日事務所の専門家

③ スケジュール目安

4 月中旬～：BHR 推進社労士に申込フォームを送付

4 月 25 日（金）：JASTI 監査員養成研修の参加申込締切予定

5 月上旬：申込者に JASTI 監査員養成研修受講の可否連絡

5 月 27 日（火）：第 1 回 JASTI 監査員養成研修対面セッション開催

５月 29 日（木）：第２回 JASTI 監査員養成研修対面セッション開催

※第１回(27 日)と第２回（29 日）は同じ内容のもので、どちらか一方に参加することとします。なお、第 1 回参加者の中から 28 日に開催する同研修トレーナー養成研修の該当者を決定し、第 2 回研修時に一部講師役を担っていただく想定です。つまり、トレーナー養成研修を含む参加者は 27 日から 29 日の３日間、研修に参加することとなります。

以上

（担当：事業戦略部国際課）

機密性２情報

社 労 連 第 151 号
令和７年３月 26 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（　公　印　省　略　）

JASTI 監査制度への対応について（周知依頼）

謹啓　平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和７年３月 11 日に開催いたしました第 174 回常任理事会第 243 回理事会合同会議においても報告申し上げているところです。

令和６年３月 29 日閣議決定において、特定技能制度の工業製品製造業分野において繊維業が追加され、繊維業の特定技能の受け入れに係る追加要件の一つとして、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が設定されました。

この度、当該要件を満たす対象認証・監査として、経済産業省が策定する繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI)」（以下「JASTI」という。）が追加されました。

これを受け、4 月１日から JASTI 制度自体の運用が開始されることとなります。

連合会としましては、この JASTI 制度への対応は、日頃から社労士が行っております労務管理、人権尊重経営への支援と親和性が非常に高いことから、監査を含めた支援を開始することとしました。

そのため、当該 JASTI 制度の理解浸透を促すとともに、同制度を通じて、改めて BHR 研修初級編の受講等の情報提供を会員全体に周知させていただきたいと考えております。なお、JASTI の監査員として必要となる研修を今後、構築し、実施する予定です。JASTI 監査対応研修につきましては、内容が確定次第、改めて通知させていただきますことを申し添えます。

また、本日、別添のとおり、JASTI 開始に伴い、本年４月から社労士による JASTI 監査の事前コンサル、事後のフォローアップ支援を開始すること、また、７月には社労士による JASTI 監査を開始する旨、プレスリリースを行いましたことを併

せて申し添えます。

つきましては、下記のとおり、研修及び添付資料を含めたJASTIに関する各種情報をご案内いたしますので、貴職におかれましては、ご確認賜りまして、会員の皆様に周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

(1)　JASTI制度に関する社労士の業務について

＜令和7年4月から＞

① JASTI監査に向けた支援（事前コンサル）

② JASTI監査実施後のフォローアップ支援（監査後のフォローアップ支援）

＜令和7年7月から開始を想定＞

③ JASTI監査対応

(2)　連合会としての対応の方向性について(研修、情報提供、周知･広報)

①上記（１）①JASTI監査に向けた支援（監査前の事前コンサル）及び②JASTI監査実施後のフォローアップ支援（監査後コンサル）について

上記（１）①及び②の対応にあたりまして、以下のｅラーニングや情報提供をご確認ください。

〇（再周知）BHR研修研修初級編（eラーニング）の受講勧奨

https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/training/tabid/350/pdid/183/Default.aspx

（随時）以下連合会HP等おけるJASTIに関する情報提供

〇連合会HP「JASTI監査対応ページ」の設置（一般）（3月26日公開）

https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/957/Default.aspx

〇連合会HP「JASTI監査対応ページ」の設置（会員向け）（3月26日公開）

https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/related_information/tabid/958/Default.aspx

〇経済産業省　繊維業における特定技能制度の活用に向けて（3月26日改）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html

〇日本繊維産業連盟 JASTI統括事務局（3月26日公開）

https://jasti-audit.org/

②上記（１）③JASTI 監査対応

今後、以下の要領・段取りにより連合会にて JASTI 監査対応研修を実施予定です。

〇BHR 推進社労士であること等の一定要件の会員を対象に JASTI 監査研修（仮称）を実施（e ラーニングと対面研修の２つで構成予定）。

なお、e ラーニングの配信開始は４月下旬ごろ、対面研修は５月下旬ごろを想定しており、配信開始の準備が整い次第改めて通知させていただく予定です。

その後、各種要件を満たした会員を JASTI 監査対応社労士として、７月を目途に連合会 HP 上に掲載します。この掲載をもって対外的に社労士による JASTI 監査を開始する予定となっております。

また、当初の監査養成数は、繊維産業の産地等を勘案し限定する見込みでございます。

以上

（担当：事業戦略部国際課）

2025年3月26日

報道関係者各位

社労士における繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry(JASTI)」への対応開始について

全国社会保険労務士会連合会（会長：大野　実）は、経済産業省において社会・人権面の対応強化による競争力向上を図り、繊維産業の実態を踏まえて策定された繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」の公表を受け、全国の社労士においてJASTIへの対応を開始することを表明します。

当連合会では、『「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現』をコーポレートメッセージに掲げ、「ビジネスと人権」の取り組みに注力しています。

具体的には、社労士が企業とともに人権を尊重する経営に取り組む専門家として、BHR推進社労士を養成するなどの事業を推進しています。

◆社労士によるJASTI監査の事前コンサル、事後のフォローアップ支援の開始（2025年4月～）

◆社労士によるJASTI監査開始（2025年7月（予定）～）

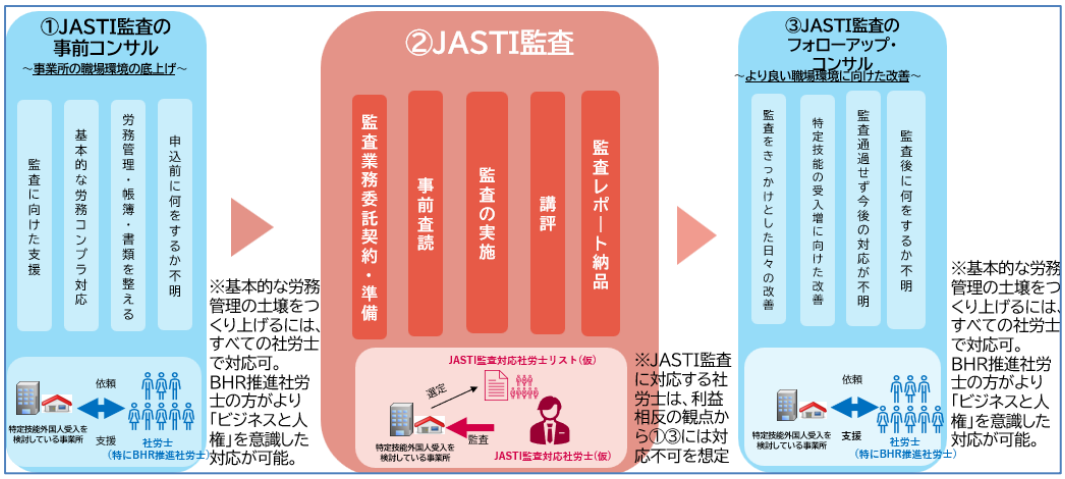

◆連合会「JASTI監査対応ページ」：https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/957/Default.aspx

※事前コンサル等の相談・支援等をご希望の方は、以下のリストからお近くの社労士等を選定し、直接お問い合わせください（上記ページからでもアクセス可）。

・社労士リスト：https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/238/Default.aspx

・BHR推進社労士リスト：https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/853/Default.aspx

＜関連リンク＞

◆経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/

◆JASTIポータルサイト　https://jasti-audit.org/

＜本件に関するお問い合わせ先＞
全国社会保険労務士会連合会　事業戦略部国際課
E-Mail：kokusaika@shakaihokenroumushi.jp　URL：https://www.shakaihokenroumushi.jp

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

特定技能制度概要

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

○　深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設（平成３１年４月から実施）

○　**特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　２８３，６３４人（令和６年１２月末現在、速報値）

○　**特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　８３２人（令和６年１２月末現在、速報値）

特定産業分野（１６分野）：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能１号・２号でも受入れ可。黒字は特定技能１号のみで受入れ可。）
（「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

特定技能１号のポイント

在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント

在留期間	３年、１年又は６か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

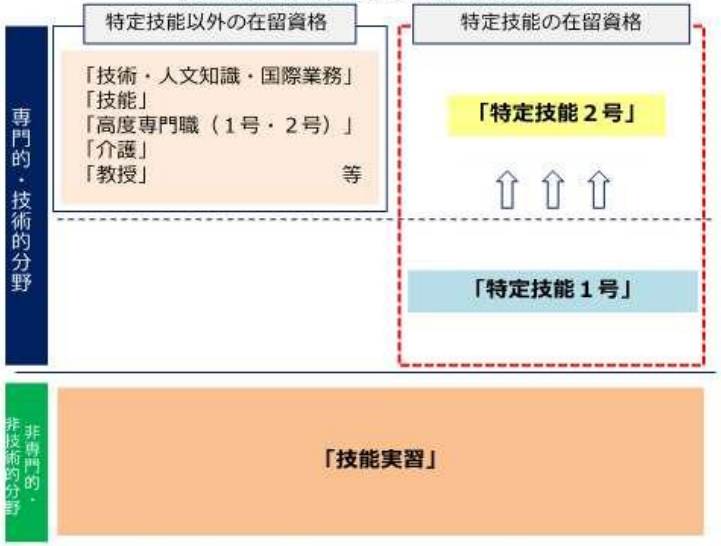

（資料）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（令和６年７月更新）https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdfを経産省にて一部加工

特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加について（令和６年３月29日閣議決定）の概要

● 分野名を「**工業製品製造業分野**」と変更し上で、新たな**業種・業務区分を追加**する閣議決定を行った。関係規程の改正等を経て、令和6年9月30日より受入れ手続きが開始となった。

	R1～R5年度	R6～R10年度
分野名	素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	工業製品製造業分野
受入れ見込数	**49,750人**	**173,300人**
業種	○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業	○素形材産業 ○産業機械製造業 ○電気・電子情報関連産業 ○金属表面処理業 ○鉄鋼業 ○金属製サッシ・ドア製造業 ○プラスチック製品製造業 ○紙器・段ボール箱製造業 ○コンクリート製品製造業 ○陶磁器製品製造業 ○繊維業 ※追加要件を設定する（詳細は後述） ○金属製品塗装業 ○ＲＰＦ製造業 ○印刷・同関連業 ※全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会いずれかに所属していることを要件とする ○こん包業 ※日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする
業務区分	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理　　全３区分	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、ＲＰＦ製造、印刷・製本　　全１０区分

4

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件

- 繊維業の技能実習制度において、賃金の支払いに関する違反が多いことから、違反をなくし適正な取引を推進するため、繊維業においては追加要件を設定する。

	内　容
既存製造業の要件	派遣契約ではないこと
	受入企業の産業分野（日本標準産業分類で限定）
	特定技能の「受入れ協議・連絡会」の構成員であること
	経産省、協議・連絡会の指導、報告徴収等に協力すること
繊維業の追加要件	**国際的な人権基準に適合し事業を行っていること**
	勤怠管理を電子化していること
	パートナーシップ構築宣言の実施
	特定技能外国人の給与を月給制とする

5

国際的な人権基準への適合の確認

- 「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」とは、**公開された監査要求事項等に基づき、第三者による認証・監査機関の審査を受け適合していること**とする。
- 公開された監査要求事項には、**労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言に掲げられた基本的権利に関する原則（※）が含まれることを必須**とする。

※結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境　を指す。

対象の認証・監査名
GOTS
OEKO-TEX STeP
Bluesign
Global Recycled Standard (GRS)
日本アパレルソーイング工業組合連合会-取引行動規範ガイドライン

※経済産業省が策定する繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」については、令和6年度内の策定・対象追加を予定している。

※なお、上記に挙げる認証制度等の例は、資料公開時点において要件に合致することが確認できたものであり、今後、要件に合致する制度が確認された場合には追加することも検討する。

6

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会

- 人権やサステナビリティへの対応が世界的に必須となる中、我が国繊維産業の人権取組の向上、ひいては国際競争力強化を図るべく、将来的な認証制度の確立・国際標準化等も視野に、繊維産業の実態を踏まえた「監査要求事項・評価基準」の策定に向けた議論を行うため、2023年9月に「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」を設置。
- 研究会での議論を踏まえ、まずは日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化を図るべく、中小企業等が最低限遵守すべき項目が網羅される監査要求事項の業界への普及を目指すこととし、国際イニシアチブ等のベンチマークから必要項目を抽出した監査要求事項の項目案（84項目）を作成、公表した。

研究会の概要

＜目的＞

- 日本の繊維産業特有の構造（例：外国人技能実習生の活用）等を考慮した上で、**日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、中小企業等が最低限遵守すべき項目が網羅される監査要求事項を策定**する。
- 策定する監査要求事項・評価基準の活用を念頭に、日本の繊維産業の国際競争力強化に資する方策について、**国際標準化や相互認証等を視野に入れた方向性の議論を行う**。

＜開催スケジュール＞

- 2023年9月21日　第１回研究会
- 2023年10月24日　第２回研究会
- 2023年12月7日　第３回研究会
- 2024年1月24日　第４回研究会
- 2025年3月11日　第５回研究会

＜研究会でとりまとめた今後の方向性＞

- **「監査要求事項・評価基準の精緻化・策定」、「第三者監査の運用」について、詳細な検討を行うためのJASTI策定検討WGを2024年に設置し、監査要求事項・評価基準の精緻化を実施。**
- WGにて整理した監査要求事項・評価基準に基づく**第三者監査の運用体制の検討**を行う。

＜委員及びオブザーバー＞

新宅　純二郎	明治大学経営学部 特任教授（**座長**）
江藤　学	一橋大学イノベーション研究センター　特任教授
大澤　道雄	繊維産業流通構造改革推進協議会　会長
太田　聡	繊維評価技術協議会　専務
富吉　賢一	日本繊維産業連盟　副会長
深田　雅史	SGSジャパン株式会社（bluesign technologies ag）CRMマネージャー
枝村　正芳	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会工場監査小委員会　委員長
山田　美和	独立行政法人日本貿易振興機構　アジア経済研究所　新領域研究センター上席主任調査研究員
渡邉　純子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士
（オブザーバー）	
吉田　耕太郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構フェロー（適合性評価戦略担当）兼認定センター　適合性評価戦略室長
田中　竜介	ILO駐日事務所　プログラムオフィサー　渉外・労働基準専門官

8

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会
JASTI策定検討ワーキンググループ

- 2024年９月、研究会の下部組織としてJASTI（Japanese Audit Standard for Textile Industry）策定検討ワーキンググループを設置し、監査要求事項・評価基準の策定及び第三者監査制度の運用体制の構築に向けた議論・意見聴取を実施。
- 2025年４月のJASTI監査制度の運用開始を目指し、検査機関コンソーシアム及び全国社会保険労務士会連合会と連携し、安定的かつ効率的な運営体制の構築を目指す。

WG開催スケジュール

第１回　９月９日
- JASTI監査要求事項・評価基準
- 第三者監査運用体制

第２回　１０月２４日
- 技能実習生受入企業ヒアリング
- JASTI案について

第３回　１２月２５日
- JASTI案について
- JASTI運用体制について

第４回　２０２５年２月28日
- とりまとめ

ルール形成研究会、
繊維小委員会での了承

2025年４月　JASTI監査制度運用開始予定

今後の方向性

①特定技能の追加要件（当面）
- 繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件の１つに、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が設定され、**今後、JASTIを対象の監査の１つとして追加する予定**。
- 特定技能外国人受け入れ事業所がJASTIに基づく第三者監査を受けることで、**日本の繊維産業における人権に対する意識・取組の底上げを図る**。

②認証化等の検討（将来）
- **初期のJASTIは、社会・人権面を中心とした内容とし**、繊維産業の人権に対する取組状況や業界のニーズ等を踏まえた上で、**環境等に関する項目の追加を含めた改訂（高度化）を検討**する。
- 第三者監査制度から将来的な認証制度（国際認証・相互承認等）への移行については、制度の運用状況や国際的な動向を踏まえ検討を行う。

JASTI運営体制

- **日本繊維産業連盟に統括事務局を設置**し、その下で、**検査機関コンソーシアム、全国社会保険労務士会連合会がそれぞれ事務局**として、安定的かつ効率的に運用できる環境を整備する。
- 監査員（検査機関所属の監査人、社労士等）による現地監査を経て作成される**JASTI監査レポートの結果をもって判定を行う第三者監査制度を採用。**特定技能の追加要件の対象制度として活用する。

9

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

機密性2情報

経済産業省が策定する繊維産業の監査要求事項・評価基準について

- 2024年2月、経済産業省は、日本繊維産業連盟が国際労働機関(ILO)駐日事務所と協力して策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」及び主な国際イニシアチブ・国際認証をもとに以下の監査要求事項の84項目を整理。
- 2024年度には、監査要求事項の84項目をベースにして監査要求事項・評価基準の精緻化を行い、「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」を策定。

「JASTI」の監査要求事項項目案（全84項目）　（1／3）

1. 強制労働（9項目）
身体的または心理的暴力の禁止に関する基準
金銭の預託及び保証、個人の所有物の預託の禁止に関する基準
違法・過大な控除の基準
労働者の身分証明書および所有物(ID、パスポート等)の預託に関する基準
労働者の行動の自由に関する基準
残業の命令に関する基準
懲戒処分に関する基準
プライバシー保護の基準
囚人労働の使用に関する基準

2. 児童労働（6項目）
児童労働に関する法令遵守方針の基準
労働者の年齢記録の保持に関する基準
児童労働の是正方針に関する基準(児童労働者とその家族への支援を含む)
若年労働者の雇用に関する基準
若年労働者の労働条件に関する基準
若年労働者の労働時間に関する基準

3. 差別・ハラスメント（9項目）
性別に基づく差別の禁止に関する基準
障害者の差別の禁止に関する基準
労働組合に係る差別の禁止に関する基準
組織の苦情処理メカニズムを利用した労働者に対する差別の禁止に関する基準
採用段階での差別の禁止に関する基準
職場における女性の権利に関する基準
性的搾取・ハラスメントに関する基準
業績評価に関する基準(昇進、研修)
在宅勤務者に関する基準

4. 結社の自由・団体交渉権（2項目）
労働組合等に関する基準
団体交渉等に関する基準

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

「 JASTI 」の監査要求事項項目案（全84項目）　（２／３）

5. 労働安全衛生（22項目）
職場における安全に関する基準 - 法令遵守
職場における安全に関する基準
建物の安全性の検証と保全に関する基準
機械・設備等の安全保持に関する基準
電気機器の安全性に関する基準
火災対策に関する基準(訓練、設備、標識)
非常口の定期的・計画的な整備に関する基準
緊急応急処置用品に関する基準
労働者の作業用具の費用(個人用保護具とユニフォームを含む)に関する基準
防災と避難手順に関する基準
化学物質の取り扱い係るに安全手順に関する基準
安全装置と個人用保護具に関する基準
労働災害記録の管理に関する基準
定期健康診断に関する基準
労働者が安全な飲料水を利用することに関する基準
労働者が職場の適切な衛生施設(シャワー/トイレ/更衣室など)を利用することに関する基準
職場条件(空気質、照明、騒音)に関する基準
安全で適切な施設の条件に関する基準（労働者のための寮や食堂を含む）
地域における流行疾病の予防・治療に関する基準
安全衛生に関する教育の基準
事故時の対応手順に係る教育に関する基準
手順とベストプラクティスに対する労働者の意識に関する基準

6. 雇用及び福利厚生（15項目）
雇用に関する基準-国内規制の法令遵守
雇用条件の通知に関する基準
書面による法的拘束力のある労働契約の締結に関する基準
労働者の権利と義務を定めるための労働契約の形式の使用に関する基準
労働者が理解可能な言語による明瞭な雇用契約に関する基準
解雇に関する基準
労働者の休憩(食事休憩など)の権利に関する基準
労働時間と時間外労働の管理に関する基準
時間外労働と報酬に関する基準
労働者の社会保険の加入に関する基準
年金・社会保障給付に関する基準
週休制に関する基準
有給休暇に関する基準 (祝日、年次休暇、病気休暇等)
特別休暇(病気休暇、結婚休暇、家族休暇等)の基準
産前産後の配慮に関する基準

12

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

「 JASTI 」の監査要求事項項目案（全84項目）　（３／３）

7. 賃金（8項目）
適正かつ適時な賃金支払いに関する基準
法定されていない賃金控除に関する基準
賃金補償に関する基準と方針
法的に認められた控除に関する基準
産業別・地域別の最低賃金に関する基準
生産、ノルマ、または出来高払いの現実的な作業目標に関する基準
給与記録と給与明細に関する基準
最大労働時間に関する基準

8. デューディリジェンス（7項目）
人権に関する方針・手続きの基準
人権侵害に関する苦情処理メカニズムの基準
苦情処理手続きの透明性とアクセスに関する基準
人権に係るリスク評価に関する基準
人権への負の影響の防止と軽減に関する基準
特定された人権侵害の是正に関する基準
職場における労働基本権の管理手順に関する基準

9. 外国人労働者（6項目）
債務による束縛の基準
労働者が理解可能な安全手順に関する基準
透明性のある採用プロセスに関する基準（人材斡旋業者等を介するものを含む）
雇用/人材斡旋業者等による組織の労働方針の遵守に関する基準
採用手数料に関する基準
外国人労働者、季節労働者、臨時労働者、非フルタイム労働者の労働権保護に関する雇用契約の基準

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

JASTI策定の考え方

- JASTIは、世界的に人権等のサステナビリティへの対応が求められる中で、我が国の繊維業界の人権取組の向上や将来的な国際競争力の強化に繋げるべく、日本の繊維産業の実態を踏まえ策定するもの。
- 策定に際しては、特定技能制度の追加要件「国際的な人権基準への適合」を確認する制度の一つとすることも踏まえるとともに、繊維産業の中小企業・小規模事業者にとって取り組みやすいものとなるよう、以下の点を考慮した。

①運用体制

- 費用削減や早期判定の観点から、一般的に独立した第三者の認定機関の設置が必要な認証制度ではなく、第三者監査制度として運用を開始する。
  - ➢ 費用面においては、認証制度と比較して、①独立した第三者による認定機関の設置が不要となること、②監査機関が認定機関からの指定を受けるための経費が不要となることから、事業者の負担を抑えることが可能。
    - ＊海外の認証制度と比較し、より安価な水準で実施する見通し。
  - ➢ 判定については、監査機関による監査後に、認証付与のため審査・認証プロセスが不要となるため、事業者への結果通知までに要する時間を短縮することが可能。

●認証制度イメージ

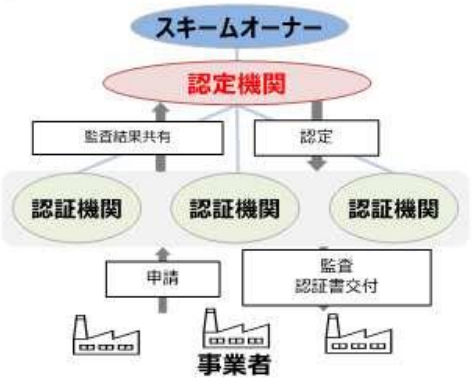

●第三者監査イメージ

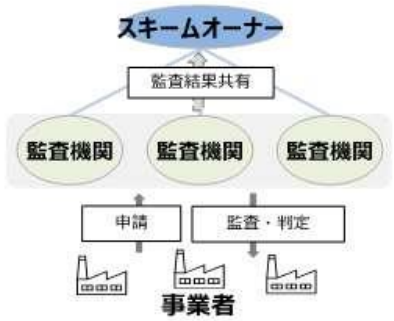

②監査要求事項・判定基準

- 国際的な人権基準への適合を目的とするため、国内法令に追加して要求する事項もあるが、事業者が取り組みやすくかつ継続的な改善に向けた取組を促すため、初回監査と2回目以降監査で異なる判定基準を設定。
- 例えば、直ちに改善を求めるのは資金的にも困難なことが想定される工場の建屋・設備、衛生施設等に関する規定については、事業を継続しながら時間をかけて改善に取り組むことを前提に重要度の設定に配慮し、初回監査では判定に与える影響を軽微なものとする。
  - ＊2回目以降監査では、初回監査以降の改善を促す観点から、初回に比べ比較的厳しい基準とする。

③判定結果に応じたインセンティブ

- 特定技能制度の追加要件との関係では、判定結果が「A判定」である場合は２年後までの更新、「B判定」の場合には１年後までの更新を求めることとし、優れた事業者を優遇する。

14

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

JASTI運営体制図（イメージ）

- **日本繊維産業連盟**が、統括事務局として全体を管理。その傘下で、**検査機関コンソーシアム、全国社会保険労務士会連合会**がそれぞれ事務局となり、三者が連携して、安定的かつ効率的に運用できる環境を整備する。（全国社会保険労務士会連合会は、体制・研修など準備が整い次第、追って参画予定。）
- 監査員（検査機関所属の監査員、社労士等）による現地監査を経て作成される**JASTI監査レポートの結果をもって判定を行う第三者監査制度**を運用予定。

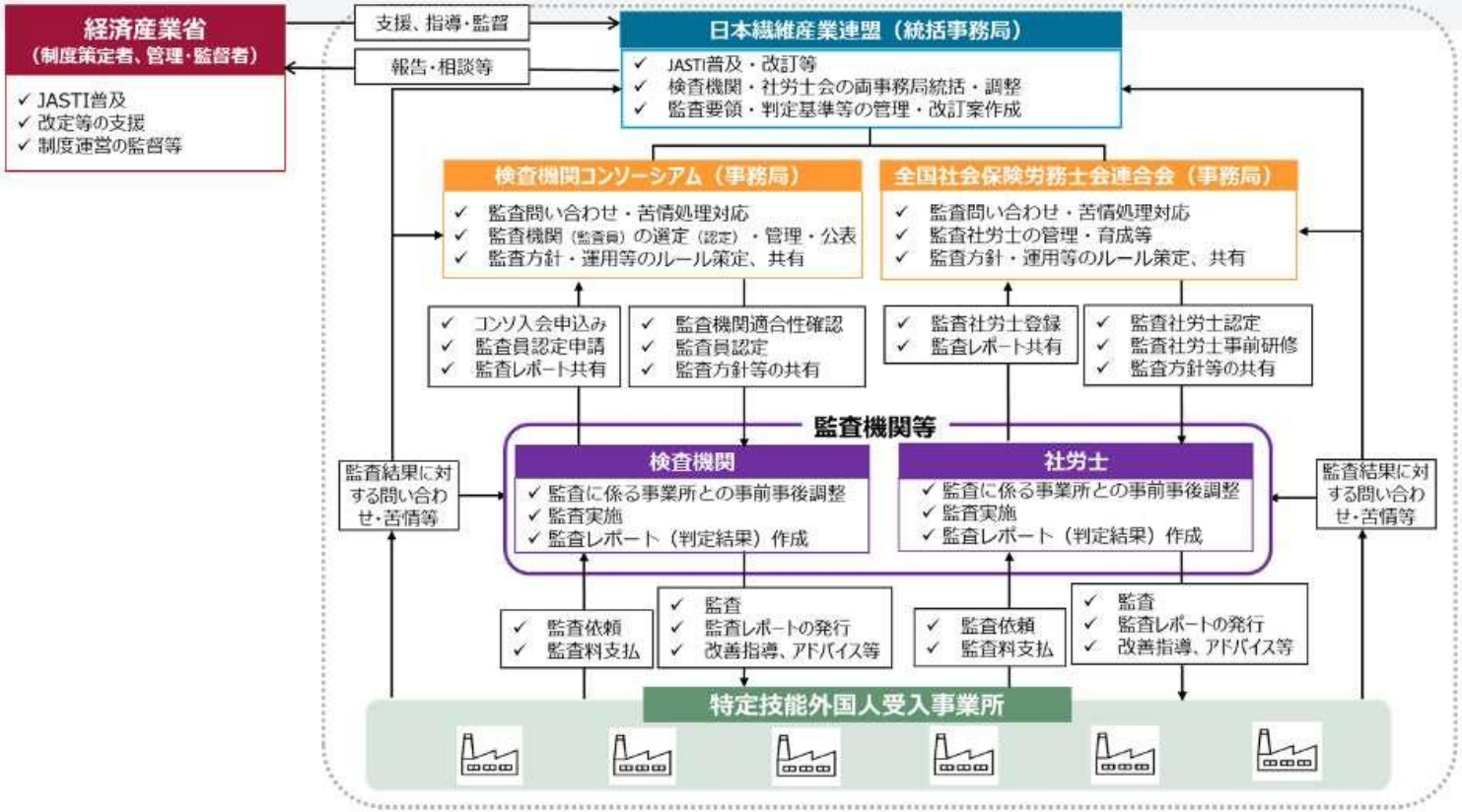

15

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

JASTI監査の判定基準について

- JASTIでは、日本繊維産業連盟がILOと協力して策定した「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」及び主な国際イニシアチブ・国際認証を参考とし、**監査要求事項ごとに重要度**（それぞれ指摘があった場合に、①ZT：許容不可、②MJ：早急な改善が必要、③MN：改善に向け継続的な取り組みが必要）**を設定**しており、事業者は、**監査結果に応じて、「A判定」・「B判定」・「判定無し」のいずれかの判定**となる。

- 事業者の多くが、特定技能制度の追加要件「国際的な人権基準への適合」を受け、初めて監査を受けることを踏まえると、**事業者が取り組みやすい形としつつ、その後の継続的な改善に向けた取組を促す仕組み**とすることが適当と考えられるため、**JASTIにおいては、初回監査*1と2回目以降監査*2とで異なる判定基準を設定**する。
- 例えば、**初回監査においては、**重要度が低いMNの監査要求事項（中小企業がすぐに対応することが難しい建屋・設備の規定等が含まれる）について、判定への影響を軽微なものとするが、**2回目以降監査では、必要な改善を促す観点から判定への影響を初回と比較して大きくする**ことを想定。

- また、第三者監査であるJASTI監査の判定は監査時点の状況を評価したもの。このため、監査レポートの有効期間は設けず、判定に応じて更新監査を受けるタイミングの目安を設定する。
- **特定技能制度の追加要件「国際的な人権基準への適合」との関係では、JASTI監査で「A判定」又は「B判定」の場合は要件を満たすこととし、その際、「A判定」である場合は２年後の更新、「B判定」の場合には１年後の更新が必要になる旨を協議・連絡会HP上で明記**し、定期的に監査レポートを提出させることで、特定技能外国人材を受け入れる事業者の適合性を確認することとする。

（※１）JASTI監査の受審回数に関わらず、初めて判定（A又はB）を取得するまでは、「初回監査」として扱う。
（※２）JASTI監査において、１回以上、判定（A又はB）を得た者が受審する監査は「２回目以降監査」となる。

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

関連スケジュール

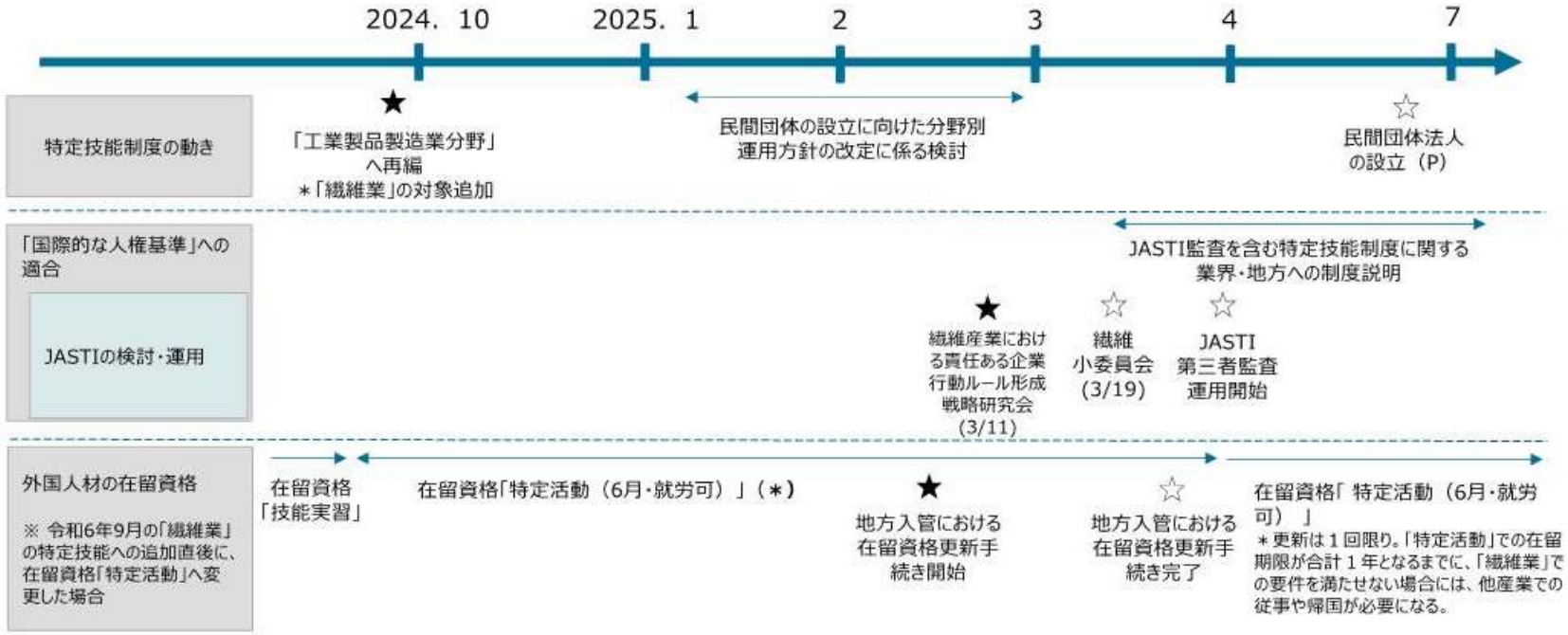

＊「特定活動（6月・就労可）」（「特定技能１号」への移行を希望する場合）

- 「特定技能１号」の在留資格に変更を希望するが、在留期間の満了日までに、「国際的な人権基準」への適合が確認できない等により申請に必要な書類を揃えることができない場合には、「特定技能１号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができる「特定活動（６月・就労可）」への在留資格変更許可申請が可能。
- この在留資格で在留した期間は、在留資格「特定技能１号」の通算在留期間（上限５年）に含まれる。
- 「特定活動」の在留期間の更新については、やむを得ない事情があると認められる場合に、１回限り認められる（更新が認められた場合、合計１年間「特定活動」での就労が可能となる。）。
- 繊維業の事業者における「特定活動」の在留資格更新が円滑に進むよう、出入国在留管理庁HPにおいて、更新時に追加で必要となる書類を掲載している。

17

2024/3/19 第14回　産業構造審議会　製造産業分科会　繊維産業小委員会　資料　https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/014.html

〇経済産業省での現況及び今後のスケジュール

本年2月28日の経済産業省設置「JASTI策定検討WG」にて出た意見等も踏まえ、経済産業省においてJASTI案の修正や運用体制の整備を行い、今後、経済産業省において開催される「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」への報告及び経済産業省設置「繊維産業小委員会」での諮問・承認を経て、最終取り纏めが行われた。

➡JASTI監査項目の確定をうけ、JASTI監査制度の運用体制についても確立された。
JASTI監査の運用体制に連合会も加わる予定であり、同監査に関連する業務（支援や監査）について社労士も担うことになる。

〇連合会としては、以下の2点を次ページ以降に整理した。

（１）JASTI監査にまつわる社労士の業務

（２）研修及び広報の検討・実施等のスケジュール案
（JASTI監査には経済産業省をはじめ多くの関係者が参画しているため、あくまでも目安）

全国社会保険労務士会連合会・社労士によるJASTI対応のイメージ素案 機密性2情報

◆連合会としては、JASTI監査にまつわる業務は3段階あると考える。これらの支援や対応する内容について、その業務の特殊性（BHR、労務監査、JASTI監査の内容等）を踏まえると、少なくとも2025年度は、JASTI監査に関わる社労士は、BHR推進社労士あるいはJASTI監査対応社労士（仮）が望ましいと考える。
JASTI監査の概要については、広く会員社労士に周知するとともに、BHR推進社労士には重点的に情報提供及び研修実施をしていくこととする。
（BHR推進社労士について https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/853/Default.aspx ）

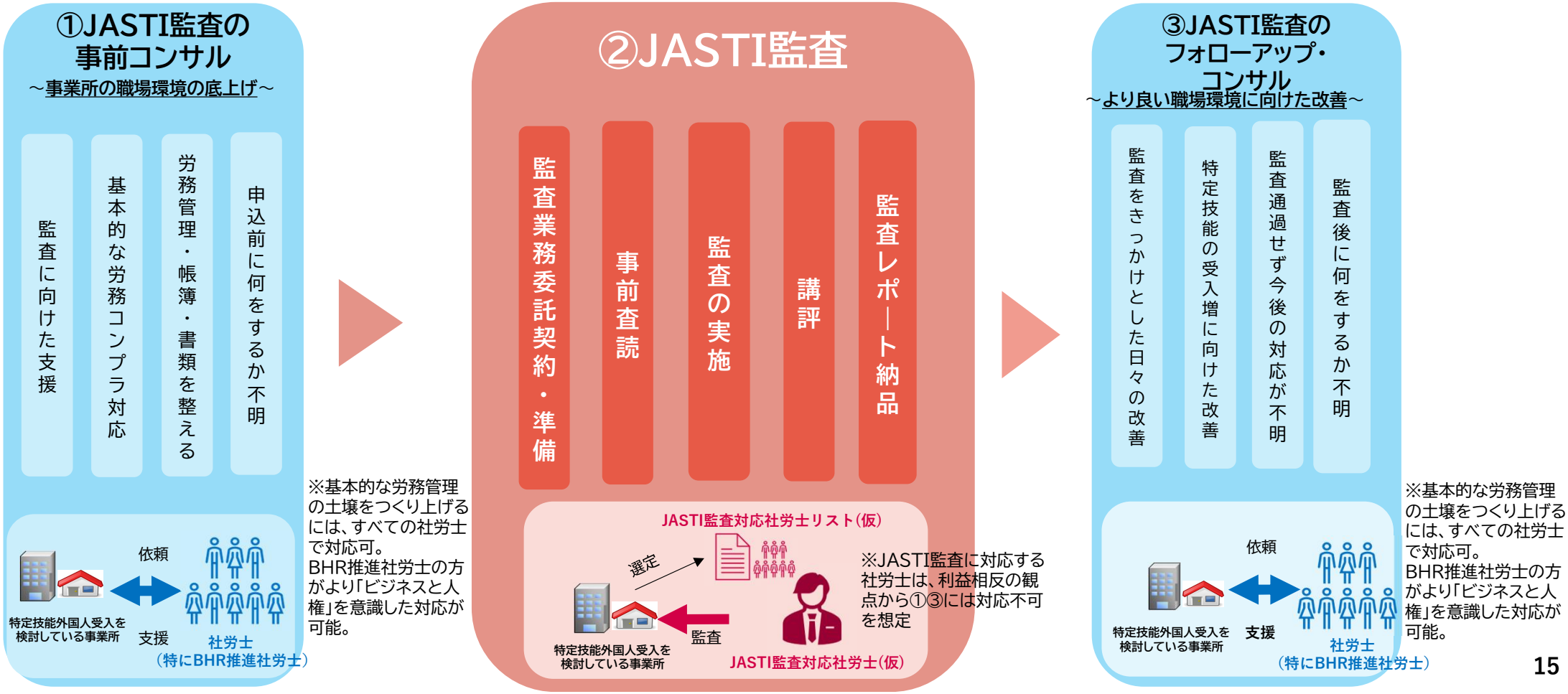

全国社会保険労務士会連合会JASTI監査対応のスケジュール案機密性2情報

	2025年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
社労士	**・社労士によるJASTI監査に向けた支援を開始**									
BHR推進社労士		・希望する者はJASTI監査（仮）研修eラーニングの受講を開始する。								
JASTI監査対応社労士（仮）	ー	・JASTI監査（仮）研修eラーニングの受講を開始する。	対面研修 研修受講	JASTI監査対応社労士（仮）リストに掲載	**社労士によるJASTI監査開始**					

〇JASTI監査が本格化する以前の問題・課題への対応として、基本的な労務管理の支援のニーズがあると想定されることから、JASTI監査開始する際に、社労士が労務管理の底上げへの対応が可能であることの広報を展開する予定

〇受講生は、連合会への誓約書等の提出、各種要件等をクリアし、JASTI監査対応社労士(仮)リストに掲載されることをもって JASTI監査対応社労士(仮)による監査の開始を考えているため、社労士会側のJASTI監査開始は本年6，7月ごろを想定